

令和6年第5回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和6年5月22日
		13時30分～15時11分
会	場	海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和6年第5回海老名市農業委員会定例総会

令和6年5月22日「令和6年第5回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。

招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治	2番 宮基 功	3番 澤地 正典	4番 井上 勝
5番 鈴木 守	6番 岩壁 正和	7番 三廻部 茂	8番 波多野 寛
9番 市川 和美	10番 小松 佐一	11番 鈴木 徹	12番 橋本 保
13番 青木 莊一	14番 牛村 律子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋	16番 大貫 信夫	17番 重田 政一	18番 西海 正義
19番 西山 勝敏	20番 鴨志田ひろし		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 秦 芳生、主幹兼管理係長 尾山 剛、主査 加藤友彦、
主事 高野 栞

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第25号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第26号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第3	議案第27号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第4	議案第28号	農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の使用貸借権の解約について
- (2) 農地法第3条の3の規定による届出について
- (3) 農業転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間：午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は14名です。また、農地利用最適化推進委員6名が出席をしております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、海老名市農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしですので、10番委員と11番委員を指名いたします。

それでは、議案書3ページから5ページ、4. 報告事項の（1）活動状況、（2）農地異動状況、（3）県許可の状況について、事務局からそれぞれ説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地異動状況、県許可の状況を報告した。）

【議長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

【議長】 よろしいでしょうか。ないようでしたら、報告事項ですのでこの程度にさせていただきます。

本日は、傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条の委員会の会議は公開とする規定されておりますので、許可したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしということですので、傍聴を許可したいと思います。傍聴人を入室させてください。

暫時休憩といたします。

（休憩）

【議長】 それでは、再開いたします。

議案書6ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。

受付番号10について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、受付番号10番でございます。申請地は、中野■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、面積、■■■■平米、議案書のとおり

りでございます。譲受人は、中野■■■■■■■■■■、■■■■、譲渡人は、門沢橋■■■■■■■■■■、■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模維持でございます。現地の案内図及び写真につきましては、資料1-1でございます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、地区委員の意見をお伺いたします。18番委員。

【18番委員】 これは代替に当たるような形なんですけれども、11番もこれがあると思うんですが、同じなんですけれども、先月もありました、■■■■■さんのご主人が、■■■さんという方なんですけれども、亡くなって、結局、後継者がいないということで、耕作できないという話の中から多分出てきた案件でもあると思うんです。現状、■■■■■さんのほうがもともとこの田んぼをうなって、耕作してしまして、結果、先月お話にあった■■■■■さんの件と同じような形で、■■■さんが買い取るという形で今後ここを耕作していくという話を伺っていて、何の問題もないのかなとは思っています。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、詳細説明でございます。

■■■さんの農家世帯としての状況についてでございますが、■■■■■さん、■■■さん、■■■さんの3人が農業従事者だそうです。経営主につきましては、令和6年の農家台帳において■■■さんになっております。農業への従事状況についてでございますが、農業経験年数は、■■■さんが59年、■■■さんが57年、■■■さんが32年だそうです。農業従事日数は、■■■さん、■■■■■さんが250日、■■■さんが50日だそうです。■■■さんの世帯の現在の農業経営面積でございますが、自作地の田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計■■■■■平米でございます。次に、機械についてでございます。主要農機具といたしまして、トラクター1台、耕運機2台、田植機1台、コンバイン1台、トラック3台、防除機2台を所有しております。取決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題なしと思われる

今回の申請が上がっております■■■■番という筆につきましては、太枠で囲われてあるところが今回の申請箇所になります。この筆から東方向、要は右側のほうに3個目の筆、■■■■■■■■という筆がございます。それとその隣、■■■■■■■■、その上ですね、■■■■■■■■の上、北方向ですけれども、■■■■■■■■、それと■■■■番、あと、水路、道路、水路を挟みまして、上の方向に、ちょっと切れていますけれども、■■■■■■■■、さらに一番下ですね、一番南方向、■■■■■■■■という筆がございます。今申し上げた筆につきましては、主要地方道相模原茅ヶ崎線の道路用地の中になっておりますので、その旨、申し添えさせていただきます。

以上です。

【議長】 提案説明が終わりました。

それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。18番委員。

【18番委員】 先ほどの話とは若干近いところもあるのですが、この公図にあるところの東側の開発がもともと2月にあったところが始まっていて、その代替となるのですが、■■■■さんも■■歳ということで、ここ最近はずっと農業をやっていない状態で、次男が農業を実際やっていたという状態です。今、開発が行われているところに田んぼを持っていて、そこがなくなるということで、こちらのほうを持っているところも、ここで手放そうという話になったと思うんですが、今後、後継者もないことから、できないというところの判断で、■■さんが代替としてここを購入したことに至ったというお話を聞いています。ということで、■■さんのほうも、先ほど話がありましたが、耕作するに当たり、機械とか、実際今までもやっていて、息子さんも今■■ぐらいですけれども、耕作とかもちゃんとやっていますので、特に問題ないのかなと思っております。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、詳細説明でございます。

■■さんの農家世帯の状況、農業経験年数、農業従事日数、現在の農業経営面積及び主要農機具の説明につきましては、先ほどの受付番号10でご説明いたしましたので、ここでは割愛をさせていただきます。取決めに従い、

の案内図及び写真につきましては、資料3-1でございます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。18番委員。

【18番委員】 こちらも、この10、11、12については、実際に2月に案件があった開発業者の■■■■■の方が自宅にいられて説明ということでお話を聞いたのですが、12番については、代替というよりは、もともとの代替の2月ぐらいにあった案件だと思うんですが、鶏糞の処理場をつくるための農地を買う際に、管理とか臭いとかの問題で、周りの方が反対等々いろいろありまして、結果的に北側の今回案件に上がっている農地というのは畑になっているのですが、ここもそこに鶏糞の処理場ができるのであれば、ここも買ってくれないかという話があったらしいんですね。その背景の中で、結果、今、所有権の移転という話が起っています。

実際、畜産というか、農業を残していくという局面もありながら、やっぱり地域、臭いとかも含めていろいろなことを考慮するという部分では、どっちがいいのかというのは何とも言えないのですが、農地という部分では、ちゃんと農業をやっている方が管理できるというのと、あとはもともと綾瀬の方がこの土地を持っているというところで、地元の中野の人がここを管理するというところもあるので、いろいろ何かがあっても話をしやすい環境ができたりだとか、ちなみに、鶏糞のもともとあった場所というのが、管理がちゃんとできていなくて、いろいろな問題が起きていたこともあったので、鶏糞の処理場をつくる際に■■■■■のほうにもちゃんと周りを意識した環境をつくってくださいというお話も含めて、土地を購入した■■■■■さんのほうにも、せっかくそういうものをつくってもらっていることでもありますし、農地をちゃんと管理して設備をつくってもらっているのであれば、ちゃんとそれをやって、周りに迷惑がかからない程度にちゃんとやってくださいねというお話もしてあるので、今回の案件については、一応お話を聞いて、結果、これでいいのかなというところに至りました。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

りたいのか、もうちょっといろいろなものを置くための畑が欲しかったのか、そこら辺がどうなのかなというふうにすごく不安で仕方がないんですね。というのは、前回もお話ししたんですけれども、鶏舎だけではなく、畑も、ほかの畑にも、もともと■■■■さんのところでお持ちの畑のところにも、ごみなのか何かよく分からないものがたくさん置いてあることがしょっちゅう見受けられるような感じなんです。なので、また、鶏糞の隣にこういう余計なと言ったら失礼な言い方ですけれども、場所があると、どんどん、そこが農地ではなくて、ただの物置場になってしまうのではないかなという懸念がどうしてもぬぐい去れなくて、そこら辺がどういう感じなのかなと、ちょっと質問したいなと思ったんですけれども。

【議長】 今の件に関していかがでしょうか。

【主幹兼管理係長】 購入に至った経緯については、綾瀬の方が、堆肥場が近くにあるから嫌とか、そういうあれかどうかというところまでは、特にそこまでは確認していません。ただ、ここ、■■■■さんが借りたわけですが、ここにつきましては、当然、見たとおり、畑という形になっておりまして、確認しましたところ、タマネギを作付して植えていくというところを確認しております。

以上です。

【議長】 よろしいでしょうか。

【14番委員】 はい。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、採決をさせていただきます。

受付番号12を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可とするものといたします。

次に、議案書7ページ、日程第2、議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。

受付番号2について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 農地法第4条による許可申請について、受付番号2です。申請地は、下今泉■■■■■■■■■■、ほか2筆でございまして、場所につきましては、国道246号の下今泉交差点から北方向へ約750メートル進んだ座間市との市境付近にありまして、一級河川の鳩川に隣接する土地でございます。申請地の登記簿地目は、いずれも畑、申請面積は、合計■■■■■平米、議案書のとおりです。転用者は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■■、転用の目的は、車両置場でございます。現地の案内図につきましては、資料4-1から4-7を御覧ください。なお、資料につきましては、資料4-1が現地の案内図及び写真、4-2が公図、4-3が土地利用計画図、給水施設計画平面図及び排水施設計画平面図、4-4が造成計画平面図、4-5が造成計画断面図で、4-6が排水計算書で、最後、4-7がコンクリートブロック標準詳細図となっております。

以上です。

【議 長】 提案説明が終わりました。

それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。9番委員。

【9番委員】 ■■さんのほうから以前ご相談がありまして、お仕事を辞められてから、たくさん持っていられる農地をずっと草を出さないように、勤めながらもずっと管理されていたんですが、ここに来て、きちっと管理をしようと思ってやっていたら、やっちゃうようなのですけれども、その車両置場にどうしても貸してほしいという会社の方がいろいろ探していられて、なかなかなくてということで、■■さんのほうにお話があったようで、そういうどうしてもという一方で、近隣の農地のほうにも影響はないのではないかとということで判断もされまして、5月7日に署名捺印をさせていただきました。

以上です。

【議 長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主 事】 それでは、詳細説明です。

本件の転用者である■■■■氏でございますが、令和5年度の農家台帳に記載されておりまして、田が11筆、畑が11筆の合計■■■■■平米を所有しており、そのうち1筆は、令和6年3月の定例総会におきまして、

今回の申請地の南側隣地である下今泉■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、面積、■■■平米を3条の許可申請にて取得されております。今回、転用者が所有する3筆の畑を、申請地の近隣にあります中古自動車販売店の■■■■■■■■■■の車両置場として農地転用するものでございます。

こちらの■■■■■■■■■■でございますが、所在地は下今泉■■■■■■■■■■、代表社員は、■■■でございます、平成29年に中古自動車の買取り及び販売業を目的に創業しており、同年に古物営業許可、令和4年に改装運行許可、令和5年に自家用自動車有償貸渡し許可、いわゆるレンタカーの許可を受けておりまして、現在に至っております。

令和5年10月から事業拡大を行うため、本店を国分寺台■■■■■■■■■■■■■■から、現在の下今泉■■■■■■■■■■に移転しまして、従来業務に加え、点検、整備、保険修理を含む修理を自社で行えるようにいたしました。さらに、今後は中古自動車の展示販売も行えるよう、事業計画を検討中でございます。こちら、現在の店舗前には、来客用の駐車スペースが2、3台しかなく、代車を含めたレンタカー及び修理車両を駐車できるスペースがございません。そのため、近隣の下今泉■■■■■■■■■■、場所は、焼肉店がある真向かいの土地でございますが、そこを賃借し、常時10台から15台が駐車しておりますが、こちらの土地は狭小である上に不整形地でありまして、車両をかなり密接して駐車しなければならないといった状況になっております。今後、既存事業を含め、中古自動車の展示販売の新規事業を展開するに当たり、50台分の車両置場が必要となりまして、現在の車両置場ではその大部分をレンタカー及び修理車両によって占められているため、中古自動車を展示するスペースを確保することが困難となっております。そのため、新たな土地確保が必要となったことから、本件申請に至っております。

申請地を選定した理由についてですが、店舗から約60メートルといった至近距離の場所にあり、かつ、必要とする駐車台数50台分を十分確保できる面積であることから、本申請地を選定いたしました。本申請地以外では、同店舗がある地域には市街化区域にあり、周辺は住宅が多く建ち並んでいる場所でございます。その中で2か所ほど候補地を検討しておりましたが、1か所目は、既に土地売買の予定があるということで応じていただけず、2か

所目は、賃貸借契約の条件が折り合わずに断念をしております。

続いて、本申請地の農地の立地基準につきましては、別紙の資料4-1の中段に記載しておりますとおり、本申請地は農用地区域外にあり、甲種農地の要件に該当せず、市街化区域から500メートル以内にありますことから、第2種農地と判断しております。

続きまして、資料4-3、土地利用計画図を御覧ください。こちらは上が北側方向を指しております。敷地全体を13センチほど盛土、砕石敷き仕上げとし、敷地の中心よりやや上方向、市道232号線側に3か所の雨水浸透ますを設置し、敷地内で浸透させる排水計画となっております。隣地農地との境にはコンクリートブロックを1段から2段積み、砕石が流出しないように施工いたします。車両の進入につきましては2か所設置しております、いずれも北側の市道232号線、道路幅員約5メートルの舗装道路でございますが、そこから出入りを行います。なお、参考までに、申請地西側の鳩川河川管理道路につきましては、未舗装道路であり、管理者は神奈川県となっております。

周辺農地の影響につきましては、本申請地に隣接する東側の半分は住宅、もう半分は畑となっております、そちらの隣地地権者からは承諾書をいただいております。南側につきましても、東側と同様に隣接する半分が住宅、もう半分が畑となっておりますが、この畑につきましては、転用者本人が所有している畑でございます。西側及び北側については道路となっておりますため、本申請地を車両置場へ転用したとしても、その影響は少ないものと思われれます。

そのほか、他法令による海老名市住みよいまちづくり条例の協議の締結見込みが下りていることを確認しておりますし、誓約書により、許可後の転用目的どおり使用の制約がなされていることから、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。12番委員。

【12番委員】 昨日、現地を視察してまいりました。ただいま事務局の説明と重複する

ことがありますと思いますが、資料4-1と2を見比べて説明させていただきます。

先ほど説明がありましたとおり、鳩川の土手敷きの東側でありまして、申請地と土手敷きの高さの勾配差というのは1から1.5メートルぐらいありまして、土手敷きからの申請地への出入りということは困難であります。車両の駐車場の出入口としては、市道の北側に面したところの2か所でありまして、また、同じく■■さんの、申請者の購入しました■■■■番地におきましては、今後も畑として使用されるということで、この出入口といたしましては、鳩川の土手敷き、生活道路として現在多くの通行量があるということから、トラクターが出入りして耕作可能にできる状態であります。■■■■番地は住宅地でございます。それから、■■■■は農地でございます、先ほど説明がありましたとおり、近隣の承諾者は得ております。■■■■は住宅地でございます。排水の面においても、浸透ます3個設置、いずれにしても、大雨等によるオーバーフローがあると思いますが、その排水についてはこの市道の側溝に流れて排水は鳩川に出るということを見てまいりました。北側は座間市に隣接、鳩川の西側のほうは住宅地でございます、ここが転用されても近隣の農地には、さほどこれといった被害はないように判断をいたしました。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。

【2番委員】 ちょっと図面の表記の形で確認と、それから、多分、こうしたほうがいいだろうなという点で意見を申し上げたいんですが。まず、平面図、資料4-3、車の出入りですけれども、こういう形で鳩川のほうから入ってくるのかな。そうじゃなくて、実際には県道のほうから出入りするんでしょうね。だから、表示の仕方が、こうではないんじゃないですか。逆と思うんですね。入り方が。ちょっと誤解を招くんですね。

それと、この平面図のところを見ていただいて、鳩川の専用通路、管理通路がありますね。通路のところからのりで下がって、今の現況の土地があると思うんですね。下がるんですけれども、そこに擁壁ができるんですが、その擁壁がどういう形でできるかということが、次の資料4-5、断面図を見

ていただいて、特に断面図、上側のBの図面ですね。これにやっぱりのりとの関係はどうなるのかということが表記されていませんね。ただ、こういうふうな高さになりますよじゃなくて、管理用通路側のほうの高さが入って、のりがあって、そして、今回の計画があるというふうに表示されるべきですね。じゃないと、ただ単に、その敷地だけの断面を書いているにすぎない、隣地との関係が全く分からない。という形に表示させるべきですね。言っていることは分かりますかね。多分、そうじゃないと、この間に、鳩川のほうの管理用通路の分のところに盛土か何かするような形になっちゃうのかどうか。いわゆる県との確認が必要だろうという点が非常に大きな問題なんですけれども、ちょっとその辺のところを確認しておく必要があるかなと。

それから、いま1点、最後の構造図、4-7の図面、これは誤解を招きやすいのは、擁壁をやって、敷地の高さはいっぱいまで土を盛りますよという感じになっているじゃないですか。この図面だと、横断面図では下がっているんですよ。下がっているんですが、この敷地だと、この図面だと、この断面図はいっぱいまであります。これだと、この図面のとおりにやってしまうと、砂利が隣地のほうへこぼれちゃいますね。砂利敷きですから。ちょっとその辺は誤解を招きやすい。確かに標準図であるのだけれども、一応そういう表記をさせるべきだろうというふうな点で、修正をしておいたほうがいいだろうなというふうに考えるものです。

以上です。

【事務局長】 2番委員、おっしゃるとおりでございまして、最後の4-7の標準図、これは標準図ということで、こういうつけ方、まちづくり協議や何かでも多いので、この辺も今後は事務局のほうも注意して指導していきたいと思えます。

あと1点、資料4-5ですか、断面図、これも確かに西側、鳩川の管理用通路からのりの部分がありまして、実はのりがあって、壁がついているんですよ。コンクリートの。なので、そこも含めて、我々のほうも、こういった図面の提出の仕方、作成の仕方、これはちょっと注意してまいりたいと思えます。現状としては、のりがあって、いきなり畑じゃなくて、のりがあって、擁壁が一応境界としてついております。その部分も含めて、そういった

ような図面にするように今後努めてまいりたいと思いますので、ありがとうございました。

あと、車、おっしゃるとおりでございます。この会社、位置的に東側にありますので、この会社の方しか車の乗入れはしないと、一般の駐車場ではありませんので、基本、東から入って、出るときも、ほとんどは東のほうに出ていくので、この図面だと、いかにも西側に出て行くように思われますので、この辺も注意させていただきたいと思います。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号2について、採決をさせていただきます。

許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当といたします。

次に、議案書8ページ、日程第3、議案第27号 引き続き農業を行っている旨の証明について を議題といたします。

受付番号7について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、引き続き農業を行っている旨の証明について でございます。

この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受ける方が、3年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地を農地として管理してきたかということを農業委員会が証明するものでございます。

それでは、受付番号7の説明をさせていただきます。被相続人は、綾瀬市■■■■■■■■■■、■■■■、相続人は、綾瀬市■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和3年4月27日から令和6年5月22日までです。特例農地等の明細でございますが、社家■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農業振興地域内、面積、■■■■平米、ほか2

筆、議案書のとおりでございます。事務局で5月14日に現地調査を行ったところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われれます。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号7について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号7について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

次に、議案書9ページから10ページ、日程第5、議案第28号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

お諮りいたします。今回審議する計画案は全て新規の計画案であり、全部で7案あります。そのうち、受付番号19は、借り手が新規就農者で、利用集積計画のプレゼンテーションをしていただく予定でございます。また、受付番号20は、19番委員が借り手として農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。そこで、効率よく進めるため、議事参与の制限のある受付番号20を最初に審議し、続いて、受付番号15から18及び21の5案について、説明、質疑、意見、採決を一括で行い、最後に、受付番号19を審議したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

それでは、まず初めに、受付番号20について、19番委員が借り手として議事参与の制限に該当しますので、審議終了まで退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

。貸し借りの種類につきましては、賃借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和6年6月1日から令和6年12月31日までの1年間で、賃料は、2筆で年1万円、年末払いとなっております。

受付番号16、借り手は、中河内■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、本郷■■■■■■■■、■■■■■■■、貸し借りする農地は、本郷■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■平米でございます。貸し借りの種類につきましては、賃借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和6年6月1日から令和10年12月31日までの5年間で、賃料は、年1万円、年末払いとなっております。

続きまして、受付番号17、借り手は、中河内■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、本郷■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、本郷■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■平米です。貸し借りの種類につきましては、賃借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和6年6月1日から令和10年12月31日までの5年間で、賃料は、年2万円、年末払いとなっております。

受付番号18、借り手は、上郷■■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、上郷■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地につきましては、上郷■■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米、ほか2筆でございます。貸し借りの種類につきましては、使用賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間につきましては、令和6年6月1日から令和8年12月31日までの3年間です。

続きまして、受付番号21、借り手は、大谷南■■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、綾瀬市■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、中新田■■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米、ほか4筆でございます。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和6年6月1日から令和10年12月31日までの5年間でございます。賃料は、5筆で年1万2,000円、年末払いです。なお、■■■さんは認定農業者でございます。

いずれにつきましても、農業振興地域内の新規の計画となっております、この案件につきまして、5月14日に事務局で現地確認をいたしました。

、現地は農地として適正に管理されておりました。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております、特に問題ないと思われま

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

質疑のある方は一括でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して意見のある方。

【19番委員】 農地の貸し借りにおいて、草の問題がちょっと苦情が出ていまして、例えば15番なんですけれども、田んぼと畑が要は接していると、畑のほうが高いんですね。どうしてものり面があるので、そののり面に草が結構生えてしまう。この貸す側のほうも土地を渡したところがあって、草が出ていたんですけれども、また今度は借りる方もそうなんです、この草の処理の仕方が中途半端なんです。雑に刈るものですから、草が飛び出ちゃっていて、田んぼに接しちゃっていると。そういった意味で、草の感覚が、農業をやっていなかった方というのは分からないんですね。どこまで刈っていいかということが。だから、どうしてもこの辺のところは注意していただきたいところだと思うんですね。どこかでこのことを言わないと、草はこの程度でいいんだと思っちゃうんだけど、田んぼをやる方にとっては、草が出ているだけでも嫌になってきちゃうので、その辺のところをちょっと注意していただきたいと思います。

以上です。

【議長】 今、19番委員の意見につきまして、事務局のほうから、■■さんのほうによく伝えていただけたらと思いますけれども。

暫時休憩でお願いいたします。

(休憩)

【議長】 再開いたします。

ほかに意見のある方。

【6番委員】 賃料の関係でちょっと確認したいんですけれども、15番の■■さんのところは2筆あって、2筆で1万円ですよね。あと、ほかの方は、19番が3

筆で3万円で、21番は5筆で1万2,000円ですよね。そうすると、それでよろしいのでしょうかね。

【主 査】 こちらについては、賃料が幾らにしてほしいということは一切ないので、貸し手、借り手のそれぞれ相談をしていただいて、決めていただいておりますので、こちらは申請どおりの金額になっております。

【6番委員】 そうすると、今確認したんですけれども、15番は2筆で1万円で、ほかのところは3筆とか5筆でその金額ということですね。

【主 査】 そういうことです。

【6番委員】 分かりました。

【議 長】 ほかに意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、5案について一括して採決をさせていただきます。賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、一括して承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号19ですが、借り手の■■■■さんは新規就農者で、本日、ご本人をお呼びしております。審議に入る前に■■さんから利用集積計画のプレゼンテーションをしていただき、皆様から質疑等があればお答えをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

【議 長】 それでは、再開いたします。

事務局から■■さんの紹介を含めて、説明をお願いいたします。

【事務局長】 それでは、事務局より説明を簡単にさせていただきます。

賃借権の設定により、海老名市内で就農を計画している、国分北■■■にお住まいの■■■■さんでございます。

お手元に■■さんの営農計画書を資料としてお配りしております。ご本人から自己紹介と、今後の営農についての説明を行いますので、後ほどのご審議の参考にしていただきたいと思います。と存じます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。それでは、■■■さん、簡潔にご説明をよろしく願いいたします。

【■■■■】 私は、神奈川県海老名市で農業を始めさせていただきたいと考えております■■■■と申します。改めまして、よろしく願いいたします。

昨年度より、かながわ農業アカデミーへ通っておりまして、今年の3月、卒業いたしました。6月より海老名市での新規就農を計画しております。露地野菜を中心に栽培を計画しておりまして、オクラ、ネギ、ホウレンソウを中心に、少品目に絞った経営を行っていきたいと考えております。理由といたしましては、栽培経験が浅く、知識も乏しいというところもありまして、作物の生理生態を把握し、日々観察を行っていきながら、少しでも就農後に無駄な動きをせずに、両親とともに、農業経営として成り立たせていきたいと考えたからです。

最初に、海老名市の下今泉の利用権設定を計画しておりまして、その後は海老名市、その周辺地域で集約していきたいと考えております。

以上です。

【議長】 ■■■さんからの説明が終わりました。皆様から質問がございましたら、遠慮なくしていただきたいと思っております。

【19番委員】 経営では3つのことが大事だと、圃場管理と販売先、作物の生理生態ということで言われているのですが、圃場管理というのはどういうことで圃場管理というふうに考えておられるのか。

【■■■■】 基本的には圃場をとにかくきれいに使うというところもそうですし、残渣をそのまま捨ててしまったりとか、周りの方のご迷惑にならないように草管理も行いながら、圃場管理を行っていきたいと考えております。

【19番委員】 今の土地はよその土地と一緒につながっていますか。

【■■■■】 つながっています。地続きで。

【19番委員】 その隣の土地というのは農家さんですか。

【■■■■】 そうですね。また、新規ではないんですが、お隣、農家の方がやっています。

【19番委員】 専門で。

【■■■■】 はい。

【19番委員】 よくトラブルになるのは草なんですよ。

【■■■■】 存じ上げております。

【19番委員】 草だけではどうしても感覚が、先ほどもちょっと出たんですけれども、言ったんですけれども、農家をやっていないとやっている人の草の感覚がちょっと違う。やっている人は草はゼロなんですよ。ところが、新しくやる人は草はゼロではないので、その辺のところを注意していただければと思います。

【■■■■】 恐れ入ります。ありがとうございます。

【3番委員】 下今泉三丁目の■■■番、■■■番、■■■番、これはどこいら。失礼ですけれども、私は南部に住んでいるので、あまり分からないんですけれども、場所的にはどこなんでしょうか。

【■■■■】 場所的には、下今泉の■■■■■ですとか、■■■■■■■というところが目印になりまして、その北側の土地のL字型の土地になります。

【3番委員】 鳩川のそば。今さっき出ていたやつがそうなんだけど。

【■■■■】 ■■■■■■■■があった、反対側のところになります。

【3番委員】 鳩川のそば？

【■■■■】 鳩川の横になります。

【3番委員】 ということは、先ほど車両置場というのが出たんですよ。鳩川沿いなんですか。

【■■■■】 鳩川沿いになります。

【3番委員】 分かりました。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

じゃ、私からちょっとお聞きしたいんですけれども、これはハウレンソウを14アールという形でなっているんですが、ハウレンソウとか何かやる場合に作業場が必要かと思うんですけれども、そこら辺はどんなような形になっているんですか。

【■■■■】 私の自宅が2軒続いておりまして、その間のところに今全てトラクターや農機具を置けるようになっていて、水も引けるようになっているので、収穫だけそこで済ませてしまって、調製は全て自宅で行いたいと考えております。

【12番委員】 販売ルートというのは確立しているんですか。これから開拓というのはどういふふうに。

【■■■■】 今現在確定しているものに関しましては、介護施設と、新しく厚木のほうにできます産婦人科がありまして、産婦人科の病院食に使っていただくお話は既にいただいております。それ以外にも、スーパーの地場野菜コーナーですとか、そういったところで今お話を調整しているところです。

【12番委員】 生産物はそこで全量がはけるんですか。

【■■■■】 最初の耕作自体がそこまで多くはないので、後々の出荷先というのは増やしていく必要はあるかと思いますが、今のところでははける予定ですし、少し余ってしまうようでしたら、販売をそれ以外のベジフルセンターですとか、そういったところに、今JAと相談しているところなので、全てはき出せるような計画はしております。

【17番委員】 この野菜なんですけど、冬場はどういう収入を得るんですか。

【■■■■】 冬場に関しましては、オクラが終わった後に関しては、ハウレンソウとネギが中心での収入を考えております。

【17番委員】 ハウレンソウとブロッコリーをこれだけの面積でやるということは、さっき12番委員が言ったとおり、結構販路がしっかりしていないと、ハウレンソウはすぐ花が咲いたり、ブロッコリーも花が咲いたりするので大変だと思うんですけど。

【■■■■】 小口のところの出荷先は既に決まっているんですが、最初の段階ではまだ大口が決まっていないところもありますので、市場やベジフルセンターを活用して、出荷先とさせていただくことの予定です。

【3番委員】 ■■さん自身は、ずっと海老名の人なんですよ。

【■■■■】 海老名市出身でして、それまでは横浜で仕事をしていて、祖父と祖母の介護でまた海老名市のほうに戻ってきたような形になります。

【3番委員】 ですから、海老名市ということをよく知っているということですよ。

【■■■■】 そうですね。海老名市で育ってはずっといるので、どこまで何がというのはちょっと自信はないですが、程度のことは。

【3番委員】 なぜそんなことを聞くかといったら、正直言って、海老名で新規就農される方があるんだけど、海老名市に集中的に多いので、藤沢も多いですけど、

海老名市の魅力は何かと聞きたかったんですよ。

【■■■■】 私個人から考えると、一般的な産地とかと言われるような大規模農業地帯と違って、お客様との目線がかなり限りなく近いということが非常に魅力的なところなのかなと私は感じております。

【3番委員】 海老名市においてはね。

【■■■■】 そうですね。

【3番委員】 ほかの市のことは考えていない。興味はなかったんですか。

【■■■■】 そうですね。今のところは海老名市で就農したいと考えておりましたので。

【3番委員】 分かりました。

【5番委員】 今までお金をいただく立場でやっていたでしょう。

【■■■■】 個人でずっと仕事はしておりました。

【5番委員】 じゃ、授業の前にやっていたんですか。

【■■■■】 アカデミーに入ってから少しはやっていたんですが、今は完全に農業のほうにシフトしたいと考えているんですが。

【5番委員】 収入、今、5年間で240万円ぐらいの予定みたいですけど、それで満足するんですか。

【■■■■】 とんでもないです。とてもじゃないですけど、それでは食べてはいけないので、面積の拡大もそうですし、販路をもっと開拓していくことも必要かと考えておりますし、それ以外に、私自身でもともと不動産の仕事をしていたところもありましたので、自分で買い取ったものをリフォームして賃貸に出しているというところもありますので、そういった形での収入も得ながらやっていきたいと考えております。

【5番委員】 専業農家じゃないんだ。

【■■■■】 いえ、専業農家にはなります。時間的には物件の管理だけなので。専業農家にはなります。

【5番委員】 専業ではないけど、何と言うんですか。専業なんだけど、専業じゃないよね。ほかの事業もやっているわけでしょう。

【■■■■】 というよりか、家賃収入があるという形です。

【5番委員】 そういう収入ね。分かりました。これだけだったらとてもじゃないけど。

、面積、■■■平米、議案書のとおりでございます。

なお、先ほどの受付番号3の■■■■とこの受付番号4の■■■■■との関係でございますが、兄弟の関係になっておりまして、■、■の関係でございます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号4について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、届出について了承としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書13ページから14ページ、(3)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

13ページの農地法第4条の4件、14ページの5条の6件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主査】 それでは、議案書13ページ及び14ページでございます。それぞれ届出期間につきましては、令和6年4月1日から4月30日までの間に届出がされたものでございます。まず、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございますが、受付番号10から13の4件で、田が1,040平米、畑が2,005平米でございます。

続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、受付番号8から13の6件で、田が1,553.15平米、畑が1,765平米でございます。これらにつきまして専決処分を受理したことを一括してご報告いたします。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご

異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承いたします。

次に、7. その他について、委員の皆様からございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、事務局からは。

【事務局長】 ありません。

【3番委員】 とんちんかんなことを言うようかもしれませんが、先ほどの例の新規就農者に対する草刈りの件なんですけれども、あれ、1つの文書化して、箇条書きにして、草刈りのやり方だとか、そういうものを何項目かつくっておいて、その地域によって生産組合で違うと思うんですよ。大体境にくろをつけるつけ方も違うので、それは地域的に判断してもらって、どっちがどう刈るとか、誰がどう刈るとかというものを文書化しておいて、それで1つ、先ほど会長が言われましたように、ルール化するためにも、文書化して、それに3項目ぐらいにしておいて、それで最後に海老名市農業委員と出せば、生産組合から通じて出せば、これは角が立たなくていいんじゃないかと思ったんですけれども、そんなことはできないでしょうかね。草刈りはこうしてください。

【事務局長】 今の話なんですけれども、これ、各生産組合と調整しないと、まず無理だとは思っているんで、先ほど言っているように、こういうふうにしなきゃいけないというルールづくりをつくってもいいんですけど、それはどういうふうにするかになるので、もし農業委員会からの皆さんの通知でそれは各生産組合によく聞いてくださいと言ったとしても、まず生産組合さんがそのことを農業委員会から生産者が言われるということを知って、じゃ、生産組合としてはどうしようというのができないと、多分話になっていかないので、できなくはない話ですけど、生産組合さんとかなり詰めていかないと難しいのかなと。先ほど西山さんが言っていましたけれども、じゃ、生産組合だって自分の生産組合の組合員にどこまで指導ができるの、どういうふうにするんだよというふうに伝えることができるのという話になっていますから、結局、話だけの話になってしまって、やっぱりそれをやるには、各生産組合

さんによっても違ってきますから、どこかの中で生産組合さんといろいろな意見を調整して投げかけてやっていかないと、多分話にはなっていないと思います。

【3番委員】 それはそうだと思います。現実には。だけど、何かを起こさないと、これからどんどん新規就農者が来て、ここまで草刈ればいいんだとかも知らないから、教えてあげなくちゃいけないと思うんですよ。ですから、あなたはここまで借りたら、この地域においては、ここまで刈ってくださいねということがありますよと、ルールじゃなくて、ありますよということと言えるのも、口頭じゃなくて、文書化しておいて、必要だと思います。私は。やるべきだと思います。

【事務局長】 必要なのはみんな多分必要なんです。多分生産組合の人なんかはもっと必要だと思っているんです。恐らく。だって、できていないのだから。なので、それを農業委員会が主導でそういうことをやりましょうということも悪くはないと思うんですが、実際、生産組合さんにも本気になっていただかない限り、これは解決していかないというか、無理だと思います。逆に生産組合が、農業委員会から、そうやって、本人たち、来るけど、俺たちだっというふうにやっているかなんて、各生産組合、各生産班、分かっていないぜと言われちゃったら、新規就農者さんはどうしていいのか分からなくなってしまいます。

【3番委員】 新規就農は生産組合に入るのは任意なの。

【事務局長】 それも生産組合によって、実際生産組合は任意団体ですから、入る入らないも自由です。本来正直に言うと、皆さん、昔からの人はしようがないから入っているのでしょうけど、その辺も生産組合によって違う。だから、この話というのは、基本的に生産組合の話であってと私は思いますよ。

【3番委員】 新規就農させるときに市からやっぱり指示があった。

【事務局長】 生産組合みたいなものがあるから、その辺はよく地元の生産組合に聞いてくださいよとか、生産組合長さん、この人だから、よく聞いて、あなたがもし入るんだったらどういうところというのは、支援センターとかでも、相談が来れば、そういうことをやっています。だから、その辺なのかなと。3番委員が言っていることを踏み出すことは全然できないことじゃないです。た

だ、かなり難しいかなと。

【議長】 私なんかはすぐ農業をやったから、親から、あそこはこうやるんだよ、くろはこうだよ、隣とはこうだよという形の中で、暗黙の中で教わってきたのがあるんだけど、この頃の人、学校を出てサラリーマンになって、例えば親が死んじゃって急に入ってきちゃって、右も左も分からなくて、今までのしきたりというか、そういうあれも分からなくてやっているのが多いと思うんですよ。だから、そこら辺を考えると、やっぱり1つの指針というか、何かをつくっておかないと、ますますこれから行き違いとかいろいろ出て、問題が多く発生するのかなと思うので、できたら私も、3番委員と同じに、つくってもらえたらいいなと、つくる方向で行けたらなと思っております。

【3番委員】 このまま放っておいたら、次の世代になったら、失礼だけど、いなくなってしまうよ。今ですよ。

【事務局長】 投げかけするのは農業委員会でも構わないんですけど、実際それは地域の中での話になってくるから、生産組合さんみたいなものがある程度本気になってそれに乗ってきていただかないと非常に難しいのかなと。現に生産組合だつて入作してくる農家、例えば■■■の生産組合の場合、他地区の生産組合からの入作、杉久保からの入作者に対して、大したことやっていないんですよ。昔はがちがちやっていたはずなんです。生産組合長は、入作金をよこせよと、ここのルールはここだから、変な話、■■、■■■、ここへ来たならこうやってやるんだぞと、それができていない。そもそもそれができていない中で新規就農者にどれだけの指導ができるのよと。これ、■■■地区生産組合じゃなくても、他地区でも多分同じだと思いますよ。できていないんだもの。入作の金だつて取っているかどうか分からないし、あとは本来の生産組合費だつてどこまで取っているか分からない。挙げ句の果てに、堀ざらいの出不足だつて、取っているところもあれば、取っていないところもある。そういう中での状況なので、例えばこういう話を農業委員会が本当にやっていくには、やることは別にいいと思うんですが、かなり地域の生産組合と意見交換、議論をしてからやっていかないと。ただ、みんな方向を向くと思うので、話的には進んでいくんですけども、じゃ、本当にどうやって、誰がどういうふうにするのよと。さっき言ったように、AさんとBさんの隣

については昔から先代からうちと隣はこうやるぞと決まっているから、それはそれどおりにやって、新しい次の世代が分からなかったら、隣のおやじが教えてやればいだけで、極端な話、それで済むんですけど、そういうところだけじゃない部分も出てくるから、これはちょっとかなり。

【3番委員】 今の人はいもう帰っちゃった。

【事務局長】 今の人はいこの話に参加させても。

【3番委員】 指導を受けたのかどうか。生産組合の。

【事務局長】 まだ受けていないと思いますよ。まだ借りていないんだから。

【3番委員】 許可しているわけ。

【事務局長】 だと思ひますけどね。

【3番委員】 事務局長が言われるように、私の地区一つにしたって、入作者の問題は、例えばの話、他市から来ていれば取るけど、市内で生産されている方は取らないようなルールになっている。私の地区はね。各地区によって違ふと思うけど、ただ、そういうものがあれば、市内の入作者の、今さっき個人名が出たけれども。

【事務局長】 それは訂正します。

【3番委員】 悪いけど、こういうふうには、この地区、決まっているからやってくれよという文書化したものを出せば、違ふ気持ちになるんじゃないかなと。

【事務局長】 それを出すのは、農業委員会はそんな権限を持っていませんから。

【3番委員】 農業委員会じゃなくて、権利を出せとか、そういうのではなくて、生産組合を出すのは当然だと思ふ。だけど、農業者団体全体がそういう方向性だよというものを出すなら、生産組合、農政課、農業委員会とかと、羅列してもいいじゃないですか。1つに限らないで、農業者関係全体でやればいい。

【議長】 暮れに生産班のほうに農家台帳とかいろいろお願いをするじゃない。そのときに1枚、紙をそんなのを配って、それで、あとは各生産班に指示を仰いでくるぐらいの、そういうような。

【3番委員】 私も生産組合長をやったときに、ブタクサ、セイタカアワダチソウ、あれ、アザミウマ、すぐつくんですよ。イチゴなんか、アザミウマ、今、大変なことになっているんですよ。あれは全然除草しないんですよね。自分で周りの田んぼのところは刈りましたけれども、そんなものでは済まない。風で

飛んでくるし、そういうのは生産組合で言ったけど、そうかで終わりなんです。

【事務局長】 そうなんですよ。

【3番委員】 だけど、それを言ったことで、俺は満足はしていないけど、言わなきゃ分からない。誰も発信しなきゃ誰も分からない。誰かが言わなきゃ駄目じゃないですか。今回も新規就農者、どんどん増えてくるのなら、生産組合も入る、農政課も入る、農業委員会も入る、そういうところで、どんどん名前を連ねて、こうやってくださいよ、やってくださいよということを文書化したのを出すことが、1つの一歩なんじゃないの。

【18番委員】 農業委員のやらなければいけない仕事として、農業者同士の仮にトラブルがあったときに、何かしらの対応をしなければいけないというのがあるとすれば、まさにそのことだと思っんですよ。海老名市の農業として、どうしていくべきかというのをちゃんと方向性を決めてルール化してもらおうというのは、議会じゃなきゃできないことなんですかね。

【事務局長】 行政ではできませんね。どっちが草刈りをするか。

【3番委員】 事務局長の言われることは分かるけど、でも、何かしなきゃいけないんじゃないかな。

【事務局長】 何かしていいんです。いいんですけど、そんな簡単に、じゃ、通知つくれよといったところで、通知を本当に連名で生産組合なり、生産組合連絡協議会と一緒にすぐに分かったよと入れてくれるかと。だって、もらった人の対応はできていないんですもん。どうするか。

【議長】 今の生産班の会議へ行っても、うちのほうのあれを見ても、農業を知っていない人が組合長をやっておられるのが実情だと。

【3番委員】 それはしょうがないよ。

【議長】 それは時代だからしょうがないので。だから、そこら辺を考えると、やっぱり核になる農業委員会とか、それなりに分かっている人がそこら辺を意見を出していかないと、これからますますあやふやになって、トラブルったり、仕事をしていても嫌な気持ちになったり、そういうようなことになり得る可能性が大きいので、何らかの形でアクションを起こしてもらいたい。

【事務局長】 いずれにしても、少しそういうことを考えますけれども、来週、紙ペらを

つくってやったとしても、それはちょっと難しい。逆に生産組合の会議に、農業委員さんも絶対出ているはずなんですよ。呼ばれて。普通は。そういう場で、そういう議論があったということを逆に各生産組合さんに伝えていただいってもらってよろしいんじゃないのかなと。生産組合によっても違いますから、生産組合の協議会で同じことを言っても、うちは違うよとなるし、それは20ある生産組合なら生産組合とやって、それでいろいろ承諾とか、了承とか、協議をして、じゃ、生産組合と海老名市と海老名市農業委員会の3者でそういうふうな指導を、新しい人とか、分かっていない農家さんにしていこうとやった中で、さっき言った、ここは誰がやるのといったときの、ちゃんと言える人をつくっておかなきゃ難しいですよ。

【20番委員】 この前、3番委員のところに入った苺農家さんはどういう立ち位置というか、あれになっているんですか。

【3番委員】 あの方は入作者ということでしょう。だから、結局は、私の地区に家がないんだから、失礼だけど、■■さんのようなものですよ。土地を借りて。

【20番委員】 勝手にやっている。

【3番委員】 勝手にじゃないけど、ちゃんと借りているわけだから。生産組合に入りなさい。だけど、この間、生産組合のときに、総会に、17番委員、来られましたものね。17番委員が呼んでくれて、よろしくお願ひしますと皆さんの前で、2名の方が来られましたよ。だから、そういった意味でも、少しそういうセッティングは持っているということは事実。

【17番委員】 生産組合に入ってくれと言いたかったんだけど、それは言えないから。まず自治会に。同時に建てるから。

【事務局長】 議論もあまりあれなので、この話は事務局としても、持っていくとしたらどういう持っていき方がいいかなというのを少し私なりにも検討していただいて、少なくとも農業委員オンリーでやっても全く最終的な指導はできないので、その辺は生産組合の協議会なり、ちょっとそういう話をさせていただいて、もしあれだったら、議員さんにも、生産組合の会議、絶対出るとお思いますので、そういう場の中で、こういう話が出ているんだけどという話をしっていただくと、少し皆さん、意識が出てくるのかなと。ただ、生産組合は実態は、はっきり言って、ここ10年ごとにどんどん変わっていった

